

令和4年度 高山村児童クラブ減免申請について

児童クラブは、保護者の方等が労働等により昼間家庭にいない留守家庭の方に利用していただいておりますが、複数児童登録世帯及び低所得世帯の負担軽減を図るため、利用料の減免・免除の取扱いをしています。

審査のうえ該当する場合には、利用料が減額されますので、「児童クラブ減免申請書」を高山村教育委員会（子育て学校教育係）まで、申請してください。

● 受付期間

- ・利用申請時
- ・事由の発生した日

● 提出書類（記入漏れのないようご確認ください）

児童クラブ減免申請書（様式第4号）

証明する手帳等を申請時に提出してください。

（転入の場合など、村民税非課税世帯である証明書（前住所地の証明書）が必要となる場合があります。）

● 提出先

両児童クラブ 又は 高山村教育委員会

● 減額又は免除の対象世帯

（別表第1）（第6条関係）

区 分	免除（減額）の額
生活保護世帯	5,000円
母子世帯等 ただし村民税非課税世帯に限る（世帯全員）	1,500円
登録児童が同時に複数いる世帯の2人目以降 （2人目とは年齢の若い児童をいう）	1,500円

（備考）

- 1 別表第1の区分において複数該当する場合は免除（減額）の額が多い区分を適用するものとする。
- 2 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子世帯、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が在宅する世帯、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者が在宅する世帯、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害者基礎年金等の受給者が在宅する世帯をいう。
- 3 母子世帯等の村民税非課税世帯の減額につきましては、新年度の課税状況が把握できる6月以降で再度判定させていただき、4月に遡及し料金を変更させていただく場合がありますので、予めご了承くださいませようお願いします。

◆お問い合わせ先 Tel214-9761 高山村教育委員会（子育て学校教育係）